

行政代執行の実施について

～ 吉野川善入寺島外河川敷地の汚物搬入にかかる原状回復 ～

阿波市吉野川善入寺島外1箇所の河川敷地において、施肥または土壌改良と称して、汚物（搬入者が汚泥発酵肥料と主張するもの）を大量に搬入した行為に関し、搬入者に対して、本日（平成20年5月23日）、行政代執行法第3条第2項に基づく、「代執行令書」を交付し、土壌の撤去等の原状回復を行政代執行により実施することとしました。

なお、行政代執行実施予定期間は、平成20年6月2日より同年7月31日です。

※ 現地取材につきましては、別紙案内により、ご協力をお願いいたします。
（添付資料：「取材に関するのお願い」、「現地案内図」）

平成20年5月23日

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

問い合わせ先

徳島河川国道事務所

(TEL) 654-2211

副所長（河川担当）

山地 秀樹（内線204）

河川占用調整課長

中村 勝彦（内線341）

－ 参考資料 －

1. 主要経緯

平成17年	4月～5月	当時の占有者（搬入者）へ両占用地の権利譲渡を承認
平成18年	3月～5月	現地において、掘削し、黒いものが搬入されていることを確認 当時の占有者（搬入者）本人に電話連絡し事情聴取
平成18年	6月	土質調査のための土採取
平成18年	7月	採取土の土質有害成分調査の結果報告により、鉛・砒素・総水銀が環境基準を超過している事が判明
平成18年	7月	搬入者へ事務所、吉野川市、阿波市、徳島県、土地改良区の5者連名で撤去要望書を交付
平成18年	8月	搬入者に通知文の内容について、徳島県等と確認したところ搬入量は、10a当たり約30トンと回答がある。
平成18年	12月以降	学識経験者（大学農学部教授）へ調査依頼 土壌ボーリング調査、関係機関外へ協議
平成19年	11月 8日	河川監理員が、搬入者へ指示書交付（1回目）
平成19年	11月 15日	河川監理員が、搬入者へ指示書交付（2回目）
平成19年	11月 21日	河川監理員が、搬入者へ指示書交付（3回目）
平成19年	12月 21日	行政手続法による聴聞開催
平成20年	1月 11日	河川法第75条第1項に基づく命令書を搬入者へ交付 占用許可取消及び原状回復命令
平成20年	3月 10日	上記命令の是正期限までの是正がなされなかった。
平成20年	3月 12日	行政代執行法第3条第1項に基づく戒告書を搬入者へ交付
平成20年	5月 12日	上記戒告の期限までの履行がなされなかった。

2. 適用根拠法令

○河川法

(河川管理者の監督処分)

河川法第75条第1項

河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者・・・ <以下略>
- 二 <略>
- 三 <略>

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

河川法第29条第1項

第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

河川法施行令第16条の4第1項

何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 <略>
- 2 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。）に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りではない。
- 3 <略>

○行政代執行法

第3条2項

義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

3. 行政代執行の内容

河川管理の適正を確保するためには、汚物搬入前の状態に回復することが必要である。現状を放置することは、著しく公益に反すると認められるため、汚物搬入という原因行為により悪影響を受けてしまったと認められる範囲までの撤去と、撤去後に埋め戻しをすべきと判断した。

①. 善入寺島箇所および吉野川南岸箇所の撤去・搬出

阿波市 善入寺島箇所（約 4,000 m²）地下 1 m

阿波市 吉野川南岸箇所（約 1,750 m²）地下 0.7 m

撤去物は最終処分場（管理型）で処分。

②. 撤去完了後に善入寺島箇所および吉野川南岸箇所に正常土壌を埋戻し。

以上

報道関係者各位

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

取材に関するお願い

1. 代執行の実施日について

6月2日（月）から7月31日（木）を実施予定期間としておりますが、その期間中の気象状況等により作業着手が延期される場合があります。

代執行開始日等の確認に関しては、下記にご確認願います。

徳島河川国道事務所 河川占用調整課 中村、西内

電話（河川占用調整課直通） 088-654-9270

（事務所代表） 088-654-2211

なお、代執行工事は開始以降、8:30～17:15の間、悪天候、日曜、祝日を除き実施する予定です。

2. 現地取材について

代執行実施箇所である善入寺島内は、道路幅が狭く工事車両および、周辺占用者・住民等の通行への支障等が予想されます。

代執行の開始宣言（午前9時30分頃）は、善入寺島内の代執行実施箇所で行いますが、宣言以降、直ちに作業に取りかかりますので、善入寺島箇所では、開始日当日の午前9時から午前10時頃までを目安として取材時間とさせていただきます。その後は、吉野川南岸代執行箇所横の執行本部で取材対応を予定しておりますので、現地取材につきましては、ご理解・ご協力を御願いたします。（別添「現地案内図」のとおり）

なお、個別取材等に関しては、広報担当職員を配置しておりますので、広報担当職員以外の者、作業員への取材は、ご遠慮下さい。

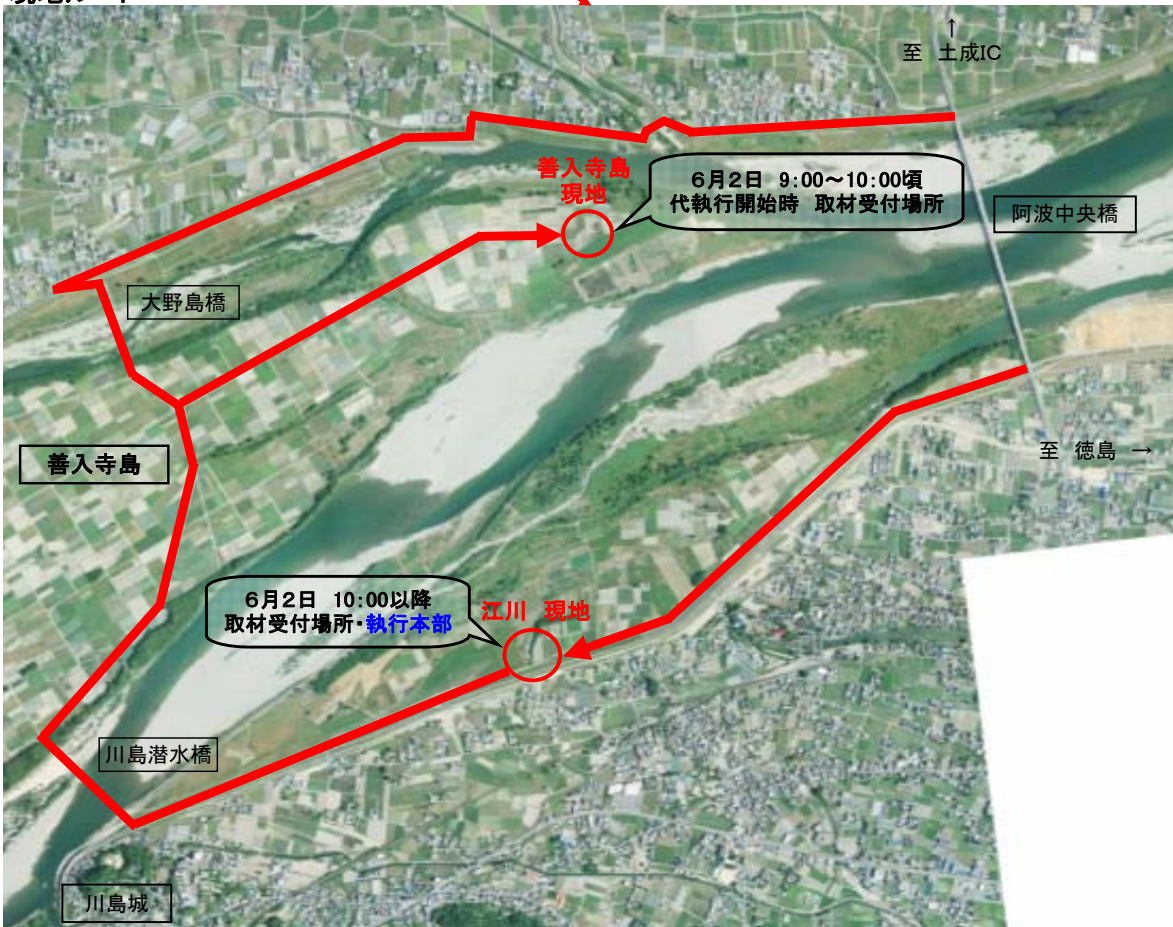
3. その他

代執行が完了するまでの間は、現場管理上、作業区域内の立ち入りはご遠慮下さい。

行政代執行 善入寺島他 現地案内図



現地ルート



幅員が狭いところがあります。通行にご注意願います。